

猛暑災害対策について

1 背景

市内の気象状況について、昨年（令和5年）の6月から9月までは、最高気温が35度以上となる「猛暑日」はなかったが、最高気温が30度以上の「真夏日」は、前年の倍以上となる81日で、熱中症の危険性が極めて高い気象状況が予測される際に発表される「熱中症警戒アラート」は、前年の4倍以上となる29回発表されている。このことから学校現場において、この猛暑を災害と捉えた、更なる対策が必要となっている。

2 学校において実施する猛暑災害対策

(1) 施設面

小中学校体育館への空調設備の設置

ア 実施理由

本市では猛暑を災害として捉え、学校生活において、児童生徒の安全を確保するため、小中学校の普通教室や特別教室の空調を迅速に整備したことにより、施設面における校舎内の対策は既に図られている。

しかし、学校内の体育館やグラウンドにおいては、夏季期間はもとよりその前後の期間（※令和5年の静岡地方気象台地点における最高気温では、4月：26.7℃、5月：29.8℃、6月 35.8℃、7月 36.9℃、8月：36.3℃、9月：35.8℃、10月 33.4℃となっている。）においても、児童生徒の安全面の観点からその利用が制限されてしまう現状があり、校舎以外の学校施設の最大限の利用を図るための対策が必要となっている。

そこで、市では小中学校体育館への空調設備の設置に早期着手することとした。

これにより、体育館利用時において、猛暑から児童生徒の健康を守ることができるとともに、体育館の一般開放における市民の方の健康を守ることができる。

これに加え、体育館が災害発生時の避難所として利用されることから、夏季や冬季においても市民の避難生活における健康を守ることができる。

イ 設置に向けての取組

(ア) 中学校体育館への空調設備の設置を行うこととし、設計業務に

着手した。

- (イ) 設計業務完了後に直ちに中学校体育館への空調設備設置工事に着手できるよう準備を進める。
- (ロ) 中学校体育館への空調設備設置完了後に、小学校体育館への空調設備設置に取り掛かれるよう準備を進める。
- (エ) 体育館への空調設備設置が完了するまでの間における猛暑災害対策として、スポットクーラーなどの暫定的な導入の検討を進める。

(2) ソフト面

児童生徒の健康を守るためには、学校生活における施設面での猛暑災害対策の実施のほか、学校生活時や登下校時、週休日等でのソフト面における対策も重要となってくるため、さまざまな取組を検討していく。

ア 焼津市立小中学校熱中症対策ガイドライン（案）の作成

(ア) 授業日の対応

a 体育、スポーツ活動時以外の対策

- (a) 教室内の授業時
- (b) 各種行事時
- (c) 登下校時

b 体育、スポーツ活動時の対策

- (a) グラウンド・体育館での活動時
- (b) プールでの活動時
- (c) 部活動での活動時

(イ) 週休日、休日、学校休業日の対応

イ これまで行ってきた熱中症対策の再周知など

- (ア) ネットクーラーなどによる体の冷却
- (イ) 水分の補給（教師の声掛け）
- (ロ) 発泡スチロール箱の利用（凍らせた水や麦茶等ペットボトル保管用）
- (エ) 熱中症警戒アラート、暑さ指数による活動の判断

ウ 教育課程の検討

- (ア) 体育的行事の実施時期の検討
- (イ) その他、日課を含めた教育活動全般の検討